平成29年9月15日 第11923号

山長公民	可	7	目次	担当課(室)
问 山 県 夕 幸 ^多	同 山 児	7		理課
目次	担当課((室)	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	建築指導課
			○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の	JJ
【規 則】			完了	
〇 岡山県青少年健全育成条例施行規則の一	男女共同参	画青少	【人事委員会】	
部を改正する規則	年課		○ 管理職手当に関する規則の一部を改正す	人事委員会
(県例規集登載)			る規則	
【告示】			(県例規集登載)	
〇 岡山県青少年健全育成条例に規定する有	IJ		【選挙管理委員会】	
害な写真並びに推奨、指定及び規制に関す			○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の	選挙管理委員会
る基準の一部改正			数及び三分の一の数	
(県例規集登載)				
〇 廃物と認定することが困難な放置自動車	航空企画推進	選課		
の処分				
〇 生活保護法等に基づく指定医療機関の指	障害福祉課			
定				
〇 生活保護法等に基づく指定医療機関の指	"			
定の辞退				
〇 生活保護法等に基づく指定介護機関の指	"			
定				
〇 指定居宅介護支援の事業の廃止	長寿社会課			
〇 保安林の指定施業要件の変更予定	治山課			
\(\text{\text{\$\sigma}}\)	"			
【公告】				

◎岡山県規則第四十三号

|山県青少年健全育成条例施行規則の 部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月十五日

山県知事 伊原木 隆

太

岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

県青少年健全育成条例施行規則 (昭和五十二年岡山県規則第四十二号) \mathcal{O}

のように改正する。

附則

「強かん」

を「強制性交等」

に改める。

この規則は、

◎岡山県告示第四百六十一号

山県青少年健全育成条例に規定する有害な写真並びに推奨、 (昭和五十二年岡山県告示第七百十二号) の一部を次のように改正する。 指定及び規制に関する

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 原 木

第二の一の 「性的 しゆうち心」を 「性的羞恥心」 に改め、 同二の三のア中 「強か

ん を 「強制性交等」に改める。

この告示は、 公布の 日から施行する。

◎岡山県告示第四百六十二号

山県快適な環境の確保に関する条例 て次のとおり告示する。 第十八条第二項の規定により、 (平成十三年岡山県条例第七十四号。 廃物と認定することが困難な放置自動車 以下

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称、 形状、 数量及び自動車登録番号

ードシルフィ 小型乗用自動車 ニッサン ブルーバ	小型乗用自動車 三菱 ディオン	種類及び名称
箱型一台	ゴン 一台	形状及び数量
岡山五〇一ひ五二七五	岡山五〇一ほ三七三九	自動車登録番号

一 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十九年七月五日

岡山市北区日応寺一三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七 (岡山空港駐車場)

兀 この告示の 日の翌日 から起算して六月を経過した場合は に掲げる放置自動車を

処分する

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六-二九四-五五五(

◎岡山県告示第四百六十三号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

伞

平成二十九年九月十五日

病院,診療所又は薬局

H29. 8. 1	総社市井手1066-3	むかえ歯科・小児歯科
指定年月日	所在地	名 称

山県知事 伊原木 隆 太

岡

◎岡山県告示第四百六十四号

生活保護法 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例による場合を含む。) の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退した。 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十一条第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

平成二十九年九月十五日

病院,診療所又は薬局

河本歯科クリニック ₩ 夵 津山市東一宮30-3 严 在 푌 辞退年月日 H29.8.31

山県知事 伊原木 隆 太

岡

◎岡山県告示第四百六十五号

る法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとお 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す

り指定した。

平成二十九年九月十五日

岡 Ш 県 知 事 伊 原 木 隆

太

H29. 7. 1	美作市古町1707-3	美作特別養護老人ホーム地域密着型やすらぎ荘	総社市久米48-1	社会福祉法人経山会
指定年月日	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業所の名称	主たる事務所の所在地	事業者の名称

◎岡山県告示第四百六十六号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条第二項の規定により、 次のとお

指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年九月十五日

事業所の 名称及び所在地

木

太

ケアサポ

2

所在地 岡山県総社市井尻野三三三一三

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社さんあい

所在地

大阪府東大阪市瓜生堂二丁目八番二号

三 廃止年月日

介護保険事業所番号

平成二十九年八月三十一日

兀

五

◎岡山県告示第四百六十七号

予定である旨の通知があった。 二十九条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

平成二十九年九月十五日

原 木

太

所在場所

和気郡和気町日室字南谷五三二、

五三三の一、字大見山

指定施業要件の変更予定に係る保安林の

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、 択伐による。

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の限度

2

次のとおりとする。

0 とお その 及び 和気町役場に備え置い

覧に供する。)

岡山県公報 第11923号 平成29年9月15日

◎岡山県告示第四百六十八号

予定である旨の通知があった。 二十九条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

平成二十九年九月十五日

太

英田郡西粟倉村 次 図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間 及び

2

次のとおりとする。

0 図 及び 「次のとおり」 は省略 その 及び 関係書類を岡

栗倉村役場に備え置い て縦覧に供する。)

おり公共測量を実施する旨の通知があった。 第十四条第一項の規定により、 [四〇七]測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のと

平成二十九年九月十五日

岡山県知事

原木

太

岡山市北区ほ 区 域 測 ーザ計測 \mathcal{O} 平成二十九年九月一 測 日 いら同

四〇 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字大下原一二二八 一二二八一三、 一二二九

三-一、字西上向一二三四-三

許可を受けた者の所在地、

名称及び代表者の氏名

東京都品川区大崎一丁目一

株式会社ローソン

パミス 行と 丁自

1

三

岡山県指令建指第八二号

平成29年9月15日 第11923号 岡山県公報

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 [四〇九] の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年九月十五日

原 木 太

開発区域又は工区に含まれる地域の

総社市富原字大下原一二二八 二二八 一二二九

字西上向 一二三四一三

公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三

位置及び区域

開発登録簿記載

 \mathcal{O}

とお り

(開発登録簿

都市局建築指導課にお

閲覧に供する。)

兀

許可を受けた者の所在地、

名称及び

氏

東京都品川区大崎一

株式会社口

竹増

五.

山県指令建指第八二号

◎岡山県人事委員会規則第十八号

管理職手当に関する規則の 部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月十五日

両山県人事委員会委員長

義郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則 (昭和二十九年岡 Щ 県人事委員会規則第五号) \mathcal{O} 部を次

ように改正する。

別表第一知事部局の 項中 「(行政職給料表の六級の職、 医療職給料表(\mathcal{O} 兀 級 \mathcal{O}

びこれに相当すると人事委員会が特に認める職に限る。)」 を削り

所

長

Ŧī.

に改め、「(医療職給料表三が適用さ

れ る職 \mathcal{O} うち行政職給料表 の六 級 \mathcal{O} 職に相当すると人事委員会が特に 認 此める職

限

る。)」を削 校長 北部高等技術専門校美作 を 校長 北部高等技術専門校美作 校 長 に

改める。

附則

二十八年四月 この規則は、 公布の 日 か ら適用する。 日 から施行 改 正 後の管理職手当に関する規則の規定は、 平成

◎岡山県選管告示第五十三号

分のの する者の総数の三分 兀 数とを合算し 十万を超える数に 関する法 を乗じ て得た数、 昭 第 て得た数と四十万に六分の一 八十 を有す 和二十二年法律第六 (昭 その て得た数) 0 和 条第 総数が 一六分の <u>ー</u>の る者 三十一年法律第百 数 \mathcal{O} 項及び 総数 は、 八十万を超える場合に 一を乗じ (その総数が 0 次 0 第 五.十 とおりであ 八 て得た数と四十万に三分 分 号) 六十二号) 十六条第 を乗じ 兀 \mathcal{O} 十万を超え八 0) て得 数並 項 並 <u>元</u> あ 0 び た数と四十万に三分 条第 て び はそ 十万 に地 同 項及び 法 項に 方教 第七 \mathcal{O} \mathcal{O} 以 下 を乗じ 0 育行 十六 第七 十万を超 規定する 場合に 十五 て得た \mathcal{O} \mathcal{O} あ 選挙権を 組織 える数に

平成二十九年九月十五1

回山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 **健**

定する場合を除 十万 選挙権を有す 三分の て得 を超える数に 0 てはその を有す た数とを合算 一を乗じ る者 四十万を超える数に六分の 分のの $\bar{\mathcal{O}}$ 0 て得た数とを合算し 総数 総数 して得た数、 一を乗じ \mathcal{O} \mathcal{O} 三分の 五. 十分 て得た数と四 その \mathcal{O} \mathcal{O} 総数が \mathcal{O} て得た数) (その総数が四十万を超え八 十万 八十 を乗じて得た数と四十万 に六 万を超える場合にあ 地 方自 分の 治法 を乗じ 第八十条第一 二九 て得た 十万 九、 0 て 四六二 は 以 0 下 兀 \mathcal{O} 0

十万 に六分 数が 万を超える場合に 方自治法第八十条第 兀 十万を超え 数と四十万に三分 を乗じ 八十 て得た数と四 あ 0 - 万以下 てはその 項に規定する選挙権を有する者 $\hat{\mathcal{O}}$ -の場合 を乗じて得た数 一十万を超える数に 万に三分の にあ 0 ては を乗じ その 四十万を超える数に 分 0 て得た数とを合算し 0 て得た数、 を乗じ の三分 て得た数と四 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} て得た *の* (そ

岡山市	選
北 区 ·	挙
加賀郡	区
八四、二三九	数
高	選
梁	挙
市	区
九、〇四二	数

				五 五 七	一八、	市	社	形容	総
五、六九九	郡	米	久	八六一	一五、	田郡	市・小	原	井
一三、〇七九	浅 口 郡	市	浅	四、三三八	一四、	市	岡	<u> 77.</u>	笠
八、六一三	英 田 郡	作市・・	美	五. 五. 一	一七、	市	野	Т.	玉
一三、五七八	真庭郡	庭市・古	真	三六、八九一	三六、	田 郡 郡 •	田苦	出市	勝津
一二、三二六	市	磐	赤	一三四、三五一	一三四、	都 窪 郡	市•	敷	倉
一〇、六七〇	内市	戸	瀬	四 一 五	四六、	南区	市	画 山	岡
一四、四一六	和 気 郡	前市・・	備	二六、七〇〇	二六、	東区	市	山山	岡
八、七六四	市	見	新	三九、七九五	三九、	中区	市	山 山	岡